

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会(03-3946-2121)

■ 「医療用手袋」5000万枚、政府が放出へ

— 届くのは5月下旬以降 —

政府が4月16日に開いた「中東情勢に関する関係閣僚会議」で、高市早苗首相は、パンデミック用に備蓄している医療用手袋5000万枚を放出すると表明した。医療用手袋の入手に関する相談が多数寄せられていることを踏まえ、確保が難しいと手挙げした医療機関を対象に、ナフサを原料とする非滅菌手袋（ニトリル・PVC）を提供する。実際に医療機関に届くのは、早くても5月下旬以降になりそうだ。

中東情勢の悪化に伴い、さまざまな物資の供給不安が生じており、医療現場にも影響が生じている。13日までに、診療所を中心に2601施設の医療機関が、政府に相談を寄せた。相談内容としては、医療用手袋の供給関連が多く、約1500件に上るといふ。

新型コロナの教訓も踏まえ、政府は新たなパンデミックに対応できるように、個人防護具などを常時備蓄している。新型インフル特別措置法に基づいた対応だ。非滅菌手袋について、政府は現在、備蓄すべき量（7億2900万枚）を超えた余剰分として、約4億9000万枚を確保する。

この余剰分のうち、まずは5000万枚の放出を決めた。全国の一般診療所・歯科診療所の1カ月の需要は9000万枚程度と推計しており、今後の供給状況も注視しながら、必要に応じて追加放出する構えだ。

滅菌手袋の生産には支障が生じていないとして、今回の放出の対象にはしていない。

● 「G-MIS」改修、全医療機関が要請可能に

厚生労働省は、非滅菌手袋の供給に当たって、「G-MIS（医療機関等情報支援システム）」を改修して活用する方針だ。改修によって、全ての医療機関の手挙げを可能にしている。確保が難しくなっている医療機関が、政府に対して、いわば「SOSの要請」を行うイメージだ。

ただ、G-MISの改修は「5月中旬ごろまでは、どうしてもかかる」見込みだ。その後に医療機関の要請を受け付け、確認の上、事業者を通じて非滅菌手袋を送付する運びとなる。このため、医療機関に実際に届くのは5月下旬以降になりそうだ。非滅菌手袋の提供を、有償にするか無償にするかは「検討中」としている。

● 引き続き「目詰まり」対策も

放出した非滅菌手袋が医療機関に届くのは1カ月以上先になるため、厚労省は引き続き、供給の「目詰まり」対策も手がける姿勢だ。

医療用手袋の現在の需給状況について、厚労省は「通常通りの発注には、おおむね対応できている」との見解を示す。主要販売メーカーには、通常と同程度の1～2カ月の在庫があるとしている。

他方で、一部では通常量を大幅に超える発注も見られるとし、その結果として「歯科診療所など一部の医療機関では確保が困難」になっていると説明する。【メディファクス】

■ 医療物資の供給不安、新たに5件「解消」

— 消毒液など —

中東情勢の悪化による医療物資などの供給不安について、上野賢一郎厚生労働相は4月16日、医療機関で用いる消毒液など新たに5件の供給不安を解消したと明らかにした。

厚生労働省と経済産業省が同日開いた「中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部」の第3回会合で報告した。

両省の説明によると、13日時点で次の5件について当面の供給不安が解消された。▽医療機関で用いる消毒液（イソプロパノール）▽人工透析用の血液浄化器（ダイアライザー）▽人工透析用の注射針▽献血バッグ▽採血管をまとめる袋—。これらを合わせ、これまでに計10件が解決されたとしている。対応を検討中の事案は24件となっている。

13日までに計2956事業者から相談があり、このうち2601事業者が医療機関だったことも報告された。厚労省によると、診療所からの相談が大半を占めている。相談内容としては医療用手袋の供給不安に関するものが多く、約1500件寄せられたという。

医療機関からの相談の内訳は▽定点観測＝126事業者▽「広域災害・救急医療情報システム」(EMIS)＝165事業者▽全医療機関からの情報提供窓口＝2310事業者—となっている。

【メディファクス】

■ 訪日外国人自費診療価格、設定手順解説

— 厚労省、社会医療法人などに —

2026年度税制改正で社会医療法人などが訪

日外国人の自費診療で請求できる金額の上限が緩和されたことを受け、厚生労働省は4月16日までに、社会医療法人などが独自の診療価格を設定し、税務申告するまでの流れを示す資料を同省のサイトに掲載した。

対象となるのは、税制上の優遇措置が設けられている以下の法人。▽社会医療法人▽特定医療法人▽認定医療法人▽福祉病院事業法人▽オープン病院事業法人▽厚生農業協同組合連合会—。

これらの法人の承認・認定要件には、自費診療の金額の上限について「保険診療と同一の基準（1点10円）により計算する」と定められている。ただ、訪日外国人の自費診療に関しては、通常より診療に時間がかかるなどの負担が生じることを考慮し、26年度税制改正で通常の3倍の金額内(最大1点30円)で、「地域における標準的な料金を超えない」範囲での設定を認めた。

訪日外国人向けには、以下の手順で地域における標準的な料金を設定する。▽自院の属性に応じ「JMIP認証病院」など3種類から、参照となる医療機関のカテゴリを選択▽同一県内または2次医療圏内にある、3カ所以上の参照医療機関の価格の平均値または中央値を算出—。これを基に自院の価格を決定し、都道府県などに書類を提出して確認を受けた上で、税務申告を行う。 【メディファクス】

■ へき地尺度で多数県の削減幅を緩和

— 27年度臨時定員、検討会が了承 —

厚生労働省の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」（座長＝遠藤

久夫・学習院大学長)は4月17日、2027年度の医学部臨時定員の具体的な調整方法を了承した。へき地尺度などを用いて、医師多数県の臨時定員地域枠の削減幅を緩和する。

厚労省は、医師多数県の臨時定員地域枠を減算した上で、以下のいずれかの要件に当てはまる場合は、24年度臨時定員地域枠の10分の1を追加(削減幅を緩和)する案を示した。▽全年齢の人口減少率が全国上位3分の1かつ、75歳以上の高齢者人口の増加率が上位3分の2▽へき地尺度が上位10%の2次医療圏が県内に複数ある▽75歳以上医師の割合が多数県上位3分の1—。

調整では、更新された最新の医師偏在指標を使うことや、指標の更新に伴う経過措置を設けることなども提案した。

医師少数県・中程度県の臨時定員地域枠に対する調整方法の案も示した。新たな制約として、全都道府県で原則26年度を超えないようにする。ただし医師少数県・中程度県で、調整過程の事情でやむを得ず一時的に臨時定員を増やす場合は、28年度に調整予定があることを前提に、例外として認める。

調整方法の案に構成員から大きな異論は出なかったが、新潟県福祉保健部長・中村洋心参考人が「臨時定員の削減にかじを切る以上は、よりいっそうの医師偏在対策の強化をお願いします」と述べるなど、同時に偏在対策を進めることが重要との意見が寄せられた。

●28年度、多数県によらず「削減検討」

17日の会合ではこのほか、28年度の医学部臨時定員について、医師多数県などの一律の区分によらず、医師偏在対策を進めながら削

減に取り組む方向性で検討することも了承した。【メディファクス】

■ 地域枠、運用見直しを議論へ

— 厚労省検討会、秋～冬にまとめ —

厚生労働省は、地域枠の運用見直しに向けた議論を行う。4月17日の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」(座長＝遠藤久夫・学習院大学長)が了承した。地域枠に関する課題の整理や事例の収集、ヒアリングを行った上で、秋から冬にかけて取りまとめの議論を行う見通し。

厚労省は、地域枠の医師は「地域医療の支え手として重要な役割を果たしてきた」と説明。昨年12月成立の改正医療法により、都道府県が「重点医師偏在対策支援区域」を指定することが可能になるなど、地域枠を取り巻く環境が変化しているとした。

今後は医師の働き方の変化や、キャリアに対する価値観の変化も見込まれることから、地域枠の医師が将来にわたって地域で活躍できるよう、キャリアやライフイベントに関する配慮を検討することを提案した。

具体的な検討項目として、以下を示した。▽環境の変化に対応した、地域枠の制度上の定義や運用の見直し▽関係者の負担も考慮した制度の柔軟化や、制度の信頼性を高める方策▽義務年限を終えた医師へのアプローチを含む、地域医療を担う医師の確保—。

地域枠学生の医師国家試験の合格率は全体を上回っているという、全国医学部長病院長会議の調査結果も紹介した。

【メディファクス】